

## 6月30日までに「児童手当現況届」をご提出ください

問合せ:福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

児童手当を受給している方は、毎年1回、児童の養育状況を届け出る必要があります。該当する方には6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、必ず提出してください(郵送可)。

※公務員の方は所属庁に提出してください

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期限/6月30日(金)

### 児童手当について

#### 1. 支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方



#### 2. 支給額

| 児童の年齢      | 児童手当の額(一人当たり月額)            |
|------------|----------------------------|
| 3歳未満       | 一律15,000円                  |
| 3歳以上小学校終了前 | 10,000円<br>(第3子以降は15,000円) |
| 中学生        | 一律10,000円                  |

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

#### 3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

【平成29年度の支給日】

6月9日(金)(2月~5月分)、10月10日(火)(6月~9月分)、2月9日(金)(10月~1月分)

## 松伏町子ども・子育て支援審議会委員を募集します

問合せ:福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

町では、子ども・子育て支援法に基づき、「松伏町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子ども・子育て支援に関する事業を実施しています。これらの事業に広く町民の皆さんの意見を反映させていくため、各種団体等からの選出の他に、一般公募により委員を募集します。

■募集人数/2名以内(応募多数の場合は選考)

■対象/町内在住の20歳以上の方

■任期/平成29年8月~平成31年7月

■審議会/平成29年8月~平成30年3月の間に、3回程度実施する予定です。平成30年4月以降の実施回数は未定です。

■委員報酬/日額 5,800円

■申込み/6月30日(金)までに、住所、氏名、年齢、応募動機や子育て支援に関するご意見など(400字程度。書式は自由)を添えて、福祉健康課へ提出してください。郵送の場合は「〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町 福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 宛」に送付してください。